

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和5年7月3日
株式会社あそしあ少額短期保険

令和5年6月29日から大雨により、山口県で被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 ： 0120-953-827
受付時間 ： 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 ： 0120-956-834
受付時間 ： 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
山口県	6 月 30 日	山口市（やまぐちし） 美祢市（みねし）

以上